

令和 7 年第 6 回教育委員会議事録

令和 7 年 3 月 26 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 26 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 35 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委 員 對馬 初音

委員 伊井 希志子 委 員 前田 小百合

委 員 大川 康德

出席説明員 事務局次長
生涯学習担当部長 岡本 勝実 教育政策担当部長
教育人事企画課長 松尾 了

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長
学校 ICT 担当課長 渡邊 秀則

学務課長 森 令子 特別支援教育課長
就学前教育
支援センター所長 河合 義人

学校支援課長 中曽根 聡 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 鈴木 伸建 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター
所長 古林 香苗 済美教育センター
統括指導主事 加藤 則之

済美教育センター
統括指導主事 清水 里恵 済美教育センター
教育相談担当課長 半野田 聡

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 池田 佳世 担当書記 松尾 菜美子

傍 聴 者 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 31 号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 32 号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第 33 号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 34 号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 35 号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 36 号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 37 号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第 38 号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第 39 号 杉並区いじめ問題対策委員会規則
- 議案第 40 号 杉並区学校給食費等に関する規則
- 議案第 41 号 杉並区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について

(報告事項)

- (1) 令和 7 年度学校給食費について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 特別支援教育教科用図書の採択事務について
- (5) 令和 7 年度杉並区立学校及び杉並区立子供の学期及び休業日について

目次

議案

議案第 31 号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	4
議案第 32 号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	4
議案第 33 号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	4
議案第 34 号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・	4
議案第 35 号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第 36 号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第 37 号	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	6
議案第 38 号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・	8
議案第 39 号	杉並区いじめ問題対策委員会規則・・・・・・・・・・	9
議案第 40 号	杉並区学校給食費等に関する規則・・・・・・・・・・	10
議案第 41 号	杉並区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について・・・・・・・・・・	12

報告事項

(1) 令和 7 年度学校給食費について・・・・・・・・・・	10
(2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・	14
(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・	15
(4) 特別支援教育教科用図書の採択事務について・・・・・・・・	15
(5) 令和 7 年度杉並区立学校及び杉並区立子供の学期及び休業日について・・・・・・・・・・	16

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和7年第6回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に大川委員との指名がございました。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が11件、報告事項5件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、介護についての申出があった場合における措置等を定めるものとして関連がありますので、次に申し上げる4議案を一括して上程いたします。

日程第1、議案第31号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第32号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第33号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第34号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、以上4議案について私からご説明を申し上げます。

この度、区では職員の仕事と育児・介護の両立をより一層推進するため、子の看護のための休暇の取得事由を拡大し、当該休暇の名称を子の看護等のための休暇に変更することとしたほか、介護についての申出があった場合における措置等を定める等とし、幼稚園教育職員等の勤務時間等に関する条例を改正したところでございます。このことに伴いまして、関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。はじめに議案第31号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付しております新旧対照表、2ページをご覧ください。第1項におきまして子の看護のための休暇の取得事由に、感染症に伴う学級閉鎖等に伴う子どもの世話、子どもの入学式、卒業式への参加等を加えまして、当該休暇の名称を子の看護等のための休暇に改める

ほか、同項に第 1 号から 4 号までを追加してございます。

この第 1 号から 4 号におきましては、子の看護等のための休暇を取得することができる期間について、通常は職員が養育する子が満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までとなっているところ、当該子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで当該休暇を取得することができる特例を定めてございます。

議案を 1 ページお進みいただきまして、下の方をご覧ください。改正後の勤務時間等に関する条例第 18 条の 4 におきましては、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対して、教育委員会は仕事と介護との両立に資するものとして、教育委員会規則で定める制度または措置、その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、当該制度等の請求、申告または申請に係る当該職員の意向を確認するための面談、その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならないと定められてございます。

この条例の規定によりまして、改正後の第 32 条の 3 において、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について、教育委員会規則で定めることとされた具体的な事項を定めてございます。

第 1 項は配偶者等の介護をする職員の深夜勤務の制限、超過勤務の制限など仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度または措置を規定してございます。

第 2 項は、第 1 項の制度等の請求先または申請先など職員から配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことについて申出があったときに、教育委員会が当該職員に知らせなければならない事項を定めてございます。

このほか第 3 項から第 5 項までにおきましても、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について、条例において教育委員会規則で定めることとされた事項について定めてございます。

また、改正後の第 32 条の 4 は、勤務環境の整備に関する措置について定めてございます。

次の議案第 32 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第 33 号「杉並区会計年

度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第 31 号と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 34 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第 9 条の給与の減額免除の規定におきまして、子のための看護休暇の名称を子の看護等のための休暇に改めてございます。

最後に附則でございます。いずれの議案につきましても施行期日を令和 7 年 4 月 1 日としてございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。

議案第 31 号から 34 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 31 号から 34 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、給与条例の改正に伴う規定整備として関連がありますので、次に申し上げる 3 議案を一括して上程いたします。

日程第 5、議案第 35 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 6、議案第 36 号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 7、議案第 37 号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を

改正する規則」、以上 3 議案について、引き続き私から説明いたします。

昨年 10 月の特別区人事委員会勧告は、民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引き上げて 4.85 月とした上で、この支給月数の引き上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分するほか、扶養手当について配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるものでございました。

この勧告を受け、昨年 12 月に幼稚園教育職員及び区費負担の教育職員の給与に関する条例の一部を改正するとともに、勤勉手当に関する規則を改正し、勤勉手当の年間の支給月数を 0.1 月引き上げたところでございます。

その 0.1 月の引き上げ分につきましては、令和 7 年度の 6 月と 12 月に支給する勤勉手当に 0.05 月ずつ振り分ける必要があるほか、このたびの給与条例の改正に伴い必要な規定の整備をする必要があることから、これらの規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第 35 号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」の改正の内容につきましてご説明いたします。

議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。第 4 条の支給割合の規定におきまして、職員、管理職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の年間の支給月数を記載のとおり改めるものでございます。

次の議案第 36 号の区費負担の教育職員に係る規則改正につきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 37 号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 1 項におきまして、パートナーシップ関係の相手方を定義するために引用する区費負担の教育職員に係る給与条例の条項について、同条例の改正に伴い、条項ずれが発生したことから規定を整備するものでございます。

最後に施行期日でございますが、いずれの議案につきましても令和 7 年 4 月 1 日としてございます。なお、いずれの議案も条例の規定に基づく特別区人事委員会の承認を得ているほか、第 35 号及び第 36 号に

つきましては、地方自治法の規定に基づく杉並区長の同意も得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、確認などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことについて異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので一括して議案の採決を行います。議案第 35 号から 37 号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第 35 号から 37 号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 8、議案第 38 号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程いたします。私から説明を申し上げます。

青少年委員の報酬額につきましては、平成 4 年度に月額 7,000 円から 8,000 円に引き上げて以降、今年度まで据え置きとしてまいりました。近年、地域教育連絡協議会、地域教育推進協議会の事務局としての活動のほか、区が実施するイベントや会議への協力要請など、青少年委員制度が発足した当時と比較して、青少年委員の役割がより大きくなってございます。加えて交通費が高騰していること、インターネットメールやオンライン会議端末等のオンラインツールの利用による通信費が自己負担となっていることも踏まえまして、この度、青少年委員報酬について、業務量及び業務内容に見合った金額に変更することといたしました。このことに伴いこの規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたします。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。別表におきまして、青少年委員の報酬額を他区の状況を踏まえまして、現在の 8,000 円から

1 万円に引き上げるほか、第 6 条において規定を整備してございます。

議案を 1 ページにお戻りいただきますと附則がでございます。施行期日につきましては令和 7 年 4 月 1 日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

ただいまの説明内容につきまして、何か確認、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、教育長、採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 38 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 38 号につきましては、原案のとおり可決いたします。

庶務課長 続きまして、日程第 9、議案第 39 号「杉並区いじめ問題対策委員会規則」を上程いたします。引き続き、私からご説明を申し上げます。

区では、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、杉並区いじめの防止等に関する条例を公布したところでございます。

条例の第 14 条におきましては、教育委員会の附属機関として杉並区いじめ問題対策委員会を設置することを規定し、区立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにすることとしてございますが、この対策委員会の運営に関し、必要な事項を定める必要があることから、この規則を制定するものでございます。

それでは、議案の内容につきましてご説明いたします。議案を最初のページから 1 ページお進みください。

題名を「杉並区いじめ問題対策委員会規則」とするほか、第 1 条はこの規則の趣旨を定めてございます。

第 2 条は招集の通知について定めてございます。会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示し、委員及び当該議題に関係する専門調査委員に招集の通知をしなければならないとしてございます。

第 3 条は会議録についての定めがございまして、会長は会議ごとに会

議の日時、場所、議題、傍聴人の数、会議の結果等を記した会議録を作成し、杉並区公式ホームページへの掲載により公表することとしてございます。

このほか、第4条は庶務を、第5条は委任について定めてございます。

施行期日につきましては、いじめの防止等に関する条例の施行と合わせまして、令和7年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上の内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、特にないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第39号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第39号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第10、議案第40号「杉並区学校給食等に関する規則」を上程いたします。なお、内容が関連しますので、報告事項1番「令和7年度学校給食費について」を合わせて説明いたします。議案につきましては私から、報告事項の内容につきましては学務課長から順次ご説明申し上げます。

区の学校給食につきましては、学校給食の実施に必要な経費のうち、区が負担する経費以外の経費である学校給食費につきまして、これまで区の歳入及び歳出に含まれない、いわゆる私費会計において処理をしてございました。

この度、地方自治法や区規則等に基づきまして、区の歳入及び歳出に計上する会計管理である公会計による運用に変更することといたしました。

このことに伴い区立学校において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し、必要な事項を定める必要があることから、この規則を制定するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。議案を最初のページから1ページお進みください。題名は「杉並区学校給食費等に関

する規則」とするほか、第1条はこの規則の趣旨を定めてございます。

第2条は、この規則で使用する用語の定義を定めてございまして、第1号は、学校給食等を、学校給食並びに児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食と、第2号は、学校給食費等を、学校給食費並びに児童及び生徒以外のものであって、学校給食と同様の給食の提供を受ける者から徴収する給食費と定義してございます。

第3条は、学校給食費等の1食あたりの額を定めるものでございます。具体的な金額でございしますが、議案を1ページお進みいただきますと、別表第1がございします。保護者が負担する1食あたりの額を、小学校で3区分、中学校で1区分、そして特別支援学校では4区分設けるほか、1ページお進みいただきますと、児童生徒以外の者であって、給食の提供を受けるものから徴収する1食あたりの額を、小学校、中学校ともに1区分設けてございます。

続きまして、別表第2でございしますが、学校行事に合わせた多様な形態により実施する給食、いわゆる多様化給食の1食あたりの額を規定してございます。

議案を2ページお戻りいただきまして、下の方をご覧ください。第4条、区長が保護者及び教職員等の学校給食費等を負担者から徴収することを定めるものでございますが、保護者については現在、学校給食費を無償化しており、来年度も同様に無償とすることとしてございます。

続きまして、第5条は学校給食費等の納付方法を、1ページお進みいただきまして、第6条は納付期限、第7条は過納及び誤納に係る徴収金の取扱いを、第8条は委任について定めるものでございます。

最後に、附則でございします。施行期日を令和7年4月1日とするほか、附則第2項は、この規則の施行の際に必要な経過措置を、附則第3項は、第4条でご説明申し上げました学校給食費の無償化について定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

続きまして、学務課長から説明を申し上げます。

学務課長 報告事項1番の「令和7年度学校給食費について」ご報告いたします。

学校給食におきましては、栄養素やカロリーをバランスよく摂取する

ため、物価高騰等を踏まえまして学校給食費を毎年見直しているところでございます。令和 7 年度学校給食費について、ご説明いたします。

まず、算定基準額といたしまして、文部科学省が定める学校給食摂取基準におきまして、摂取栄養素の基準値としているのが小学校中学年、つまり 3、4 年生でございます。ですので、給食費においてもこの小学校中学年の給食費を算定基準額といたしまして令和 7 年度を算定したところ、牛乳が 2 円上昇、主食が 19 円、おかずが 11 円上昇、合わせて 32 円増と推定いたしまして、332 円といたしました。

その上で、各学年の給食費でございますが、先ほどの学校給食摂取基準におきまして、それぞれの学年の栄養素の割合を小学校中学年の給食費に掛けまして、それぞれの学年の学校給食費を算出いたしました。

また、多様化給食につきましては、これまでの実績に基づいて各学年の給食費の 1.3 倍といたしました。

また、済美養護学校につきましては、児童生徒の特性に合わせた形態食を提供する関係から、これも実績に合わせまして、それぞれに係数を掛けまして、1 食あたりを算出いたしました。

学校給食費の公表については、区のホームページで公表するほか、令和 7 年度からは保護者宛てに「tetoru」で周知する予定でございます。

報告は以上です。

庶務課長 ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご質問等はありませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 40 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第 40 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第 11、議案第 41 号「杉並区いじめ問題対策委員会専門調査員の委嘱について」を上程いたします。私からご説明を申し上げます。

本議案につきましては、杉並区いじめ問題対策委員会の調査審議機能

を強化するため、杉並区いじめの防止等に関する条例に基づきまして、専門調査員を委嘱するものでございます。

この専門調査員につきましては、杉並区いじめ問題対策委員会の所掌事項の一つであるいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態に係る調査を行うため、既に委嘱している 7 名の委員とは別に委嘱するものであります。

参考資料をご覧ください。新たに委嘱する 4 名の専門調査員の任期、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間としてごさます。それぞれの区分、氏名、役職等、住所につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、確認などありましたらお願いいたします。

大川委員 今回、いじめ問題の調査に当たる専門調査員を、新しい条例の施行と同時に任命してお願いするということ、大変心強いと思います。この候補に挙がっていらっしゃる 4 人のうち 3 人の弁護士については、私も仕事上面識があり、よく存じ上げている先生方で、いずれも中堅どころというか、ものすごくきっちりと仕事をしてくださる方だと思いますので、頼もしく思っています。

その上で、この公認心理師の方ですね、これもいじめの調査に当たってはとても重要な役割を果たしていただけるものと思いますけれども、大体どのような方なのか、ここで差し支えない範囲で教えてもらえればと思います。

庶務課長 公認心理師の方につきましては、現行の対策委員の中で心理職の先生がいらっしゃいます。その方が所属している公認心理師協会を通じて、識見が高く、子どもの心理状態に大変詳しい方をということでご依頼したところ、こちらの高野先生の方をご推薦いただいたものでございます。

大川委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、採決のほうを、教育長、お願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第 41 号につきましては、原案

のとおり可決して異議ございませんか。

異議がございませんので、議案第 41 号につきましては、原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項 1 番につきましては、先ほどご説明が終わっておりますので、報告事項の 2 番から順次説明を申し上げます。

報告事項 2 番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明申し上げます。

学校支援課長 私からは、杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命について、ご報告いたします。

今回任命されるのは、小中合わせて 49 校、172 名となっています。任期は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。

對馬委員 多くの方が学校運営協議会委員をお引受けいただきまして、ご協力いただくことに本当に感謝しておりますが、いつもこういう時にお伺いするのですけれども、年齢層といたしますか、20 代、30 代ぐらいの方とかも今回はいらっしゃるのでしょうか。

学校支援課長 今回、公募の委員の面接などを見ていますと、20 代の若手はちょっといなかったのですけれども、30 代以降満遍なくいろいろな世代の方にお申し込みいただいたなということがございます。また、継続の委員方たちの年齢バランスは、30 代、40 代、50 代、60 代とバランスよくいらっしゃるかなと受け止めております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

伊井委員 いろいろご手配、ありがとうございます。どの学校にも学校運営協議会がありますけれども、委員の方の人数のバランスというのは、ほとんどが目いっぱい的人数でお引き受けいただいている形でしょうか。

学校支援課長 それぞれ委員区分の定数が 4 名以内とか 3 名以内という規定をしておりますので、それを目いっぱい使っている学校は 12 名と

なりますが、目いっぱい委員を出していない学校もありますので、平均しますと 10 名弱になるかなと。最大が 12 名なのですが、10 名弱が平均になります。少ないところは 6 名とか 7 名という学校もございます。

伊井委員 会議体としますと 12 人が上限で、6、7 人ということになると、その学校はやっぱり、候補者を探しながら会議を進めている感じでしょうか。

学校支援課長 それぞれ適任者がいればお願いしたいということで、常にアンテナを高く探してはいる状況でございます。

伊井委員 分かりました。ありがとうございます。多くの方々にちゃんとご意見を頂くような形が望ましいと思うので、ぜひ参加していただける方を探していただけるといいのかなと思います。よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項 2 番について、質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項 3 番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは令和 7 年 2 月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告いたします。

2 月分の合計は全体で 19 件でございます。定例・新規の内訳は、定例が 18 件、新規が 1 件でございます。共催・後援の内訳は、共催が 0 件、後援が 19 件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にないようでございますので、報告事項 3 番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項 4 番「特別支援教育教科用図書の採択事務について」、済美教育センター所長からご説明申し上げます。

済美教育センター所長 私からは特別支援教育教科用図書の採択事務についてご報告いたします。義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施

行令第 14 条に基づき、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならないとされています。

令和 8 年度に使用する特別支援教育教科用図書について、次年度採択を行いますので、その事務の流れについてご説明いたします。

特別支援学校と特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、関係法令等によりまして毎年採択を行うこととなっております。規則、要綱に基づき特別支援教育教科書調査委員会を設置するとともに、特別支援学校及び特別支援学級設置校からの調査報告に基づきまして教科書を調査研究し、7 月下旬には調査委員会から教育委員会に報告をさせていただきます。

以上、次年度の特別支援教育教科用図書の採択事務について報告をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

對馬委員 特別支援教育教科用図書の採択事務の流れは、こちらを拝見してよく分かりましたが、この特別支援教育教科書調査委員会というのは、校長先生とかの中から教育委員会が任命するとありますが、大体何名ぐらいで構成されるものなののでしょうか。

済美教育センター所長 次年度の委員会もこれまでと同じ人数で大体考えてはいるのですが、委員長 1 名、副委員長 1 名に、様々な特別支援学級、学校の教員 5 名の計 7 名程度で構成しようかと考えております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでございますので、本件について報告を終了させていただきます。

続きまして、報告事項 5 番「令和 7 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日について」、済美教育センター統括指導主事からご説明申し上げます。

統括指導主事（加藤） 私から、令和 7 年度杉並区立学校及び杉並区立子供園の学期及び休業日についてご報告いたします。令和 7 年度の杉並区立学校及び子供園教育課程届につきましては、杉並区立学校及び子供園の管理運営に関する規則に基づき、3 月末日までに教育委員会へ届出を行うこととなっております。これまで学校、子供園との相談を経て届出の受理を行ったところでございます。

学期及び休業日については、同規則に定められておりますが、教育委員会が必要と認めるときは変更することが認められております。

まず、学期についてですが、令和7年度も全ての学校、子供園において3学期制として実施いたします。次に長期休業日を変更する学校になります。夏季休業日の変更は小学校9校、中学校17校、また、冬季休業日の変更は小学校8校、中学校5校、そして、春季休業日の始まりは小学校2校、中学校7校が変更しております。詳細は資料に記載のとおりでございます。

最後になりますが、都民の日を授業日とする学校は、小学校10校、中学校16校、また、開校・開園記念日は子供園で1園、小学校で14校、中学校で13校が授業日としております。

私からは以上です。

庶務課長 ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、報告事項5番についての質疑は終わります。

報告については以上でございます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 次回の教育委員会定例会につきましては、4月9日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。